

純粹実践理性の方法論における第二の訓練 二 —道徳法則への尊敬—

中沢 哲*

Second exercise in doctrine of the method of pure practical reason 2: Respect for the moral law

NAKAZAWA Tetsu

要約：カントの『実践理性批判』にはやっかいな問題がある。それは道徳的行為の動機の問題である。カントは言う。「義務から・・・行為した」、「行為は義務から生じる」、「法則に対する尊敬から・・・行為した」(A81)。これは、道徳的行為の動機が法則に対する尊敬でもあり、義務（法則）でもあるということを意味する。『実践理性批判』の第二部、純粹実践理性の方法論でも同様である。これは何を意味するのであろうか？

われわれの意志の動機としての道徳法則が、道徳法則への尊敬を惹き起こす。道徳法則への尊敬は、この法則をわれわれの格率とする動機として役立つ。われわれはこの法則（われわれの格率）に対する尊敬から行為する。道徳法則の遵守の動機は、道徳法則に対する尊敬である。道徳法則の遵守は、道徳法則すなわちわれわれの意志の動機に従うことである。道徳法則の遵守の動機は道徳法則である。道徳法則（われわれの意志の動機）に対する尊敬から、われわれは、道徳法則（われわれの意志の動機）に従う。これが道徳法則の遵守である。

純粹な徳の提示は、人間の心に動機を与える。動機は、意志の動機としての道徳法則である。これが、生徒の意志の動機としての道徳法則である。意志の動機としての道徳法則に対する純粹な尊敬から、生徒は、他のあらゆる慮りを差し置いて、この法則（意志の動機）を選ぶ。そして、意志の動機としての道徳法則に対する尊敬から、生徒は、道徳法則という意志の動機に従う。これが生徒による道徳法則の遵守である。

* 龍谷大学文学部非常勤講師

キーワード：カント／『実践理性批判』／純粹実践理性の方法論

Abstract: There is a tangled problem in Kant's *Critique of Practical Reason*. It is the problem of incentive to moral action. Kant says, “having acted...*from duty*”, “the action takes place from duty”, “having acted...*from* respect for the law” (A81). This means that the incentive to moral action is duty (law) as well as respect for the law. So is it in the part two of *Critique of Practical Reason* or doctrine of the method of pure practical reason. What does it mean?

The moral law as an incentive of our will awakens respect for itself. That respect for the moral law serves as an incentive to make this law our maxim. We act from respect for the law (our maxim). The incentive to observance of moral law is respect for the moral law. An observance of moral law is to obey the moral law i.e. the incentive of our will. The incentive to compliance with the moral law is the moral law. From respect for the moral law (the incentive of our will) we obey the moral law (the incentive of our will). This is the observance of moral law.

The presentation of pure virtue provides the human mind with an incentive. The incentive is the moral law as the incentive of the will. This is the moral law as the incentive of the pupil's will. From pure respect for the moral law as the incentive of the will the pupil prefers the law (the incentive of the will) to every other consideration. And from respect for the moral law as the incentive of the will the pupil obeys the incentive of the will of the moral law. This is the observance of moral law by the pupil.

Keywords: Kant / *Critique of Practical Reason* / doctrine of the method of pure practical reason

はじめに

拙論「純粹実践理性の方法論における第二の訓練」では、『実践理性批判』（1788）第二部「純粹実践理性の方法論」の「第二の訓練」について考察した¹⁾。そこでは、先行研究に対する反論と、第二の訓練に関する新しい解釈を提示した。しかし残された問題がある。それは道徳的行為の動機に関する問題である。

「純粹実践理性の方法論」に以下のようにある（以下、方法論とする）。「このように純粋な徳を提示することは」、「あらゆる魅惑や、苦痛や禍いから生ずるあらゆるおびやかさが惹き起こしうる効果よりもいっ・そ・う・大・き・な・支・配・力・を・人・間・の・心・に・お・よ・ぼ・し、はるかに強大な動機を与えて、行

為のあの適法性を生じさせるばかりか、また法則に対する純粋な尊敬から他のあらゆるおもんばかりを差し置いて法則を選ぶといういっそう強い決心を生じさせるのである」(A151-152、以下、カントの原典からの引用はアカデミー版のページ数 (A) で表記する)。

方法論では「ひとりの誠実な人間の物語」が語られ (A156)、純粋な徳が提示される。純粋な徳の提示が、人間の心に「動機」を与え、行為の適法性を生じさせる。行為の適法性が生じることは、法則に適った行為が生じることである。法則に適った行為は、義務に適った行為である。カントにとって「義務に適った行為の主體的な決定根拠、すなわち行為の道徳的動機」は「法則」である (A86)。主體的な決定根拠は、後述するように動機と等しい (本稿の一)。義務に適った行為の動機は法則である。法則に適った行為の動機は法則である。法則 (動機) が、法則に適った行為を生じさせ、行為の適法性を生じさせる。

純粋な徳の提示が、人間の心に動機 (法則) を与える。この「法則に対する純粋な尊敬から他のあらゆるおもんばかりを差し置いて法則を選ぶ」。これは動機 (法則) を選ぶことである。この動機が法則に適った行為を生じさせる。それは、行為の「適法性」が見いだされることであり、「法則が」「遵守される」ことである (A152)。この動機 (法則) が、法則の遵守を生じさせる。人間、そして生徒の行為 (法則の遵守) は、法則を動機としている。

ところが、方法論は、以下のようにも述べている。「何としても純粋な道徳的動因が心にもたらされなければならないのであり、この動因は、それが性格 (ゆるぎない格率にしたがう実践的な首尾一貫した心がまえ) を確立する唯一のものである」。「われわれの心のこの特質、純粋な道徳的関心を受け入れるこの感受性は、人間の心情に適切にもたらされれば善へのもっとも強力な動機となり、道徳的格率の遵守における持続と厳格さが問題になる際には善への唯一の動機となるのである」(A152-153)。純粋な道徳的動因は、純粋な道徳的関心を受け入れる感受性である。『実践理性批判』第二部「純粋実践理性の原理論」では次のように述べられている (以下、原理論とする)。「この感情は」、「それでもなお法則を遵守することに対する関心を、つまりわれわれが道徳的と名づける関心を生みだすのである。実際、法則に対してこのような関心を抱く能力 (ないし道徳法則そのものに対する尊敬)こそがまた、本来の意味での道徳感情にほかならないのである」(A80)。道徳的関心は、道徳法則を遵守することに対する関心である。道徳的関心を受け入れる感受性は、道徳的関心を抱く能力である。それは道徳法則に対する尊敬という道徳感情である。これが、善 (道徳的格率の遵守) へのもっとも強力な動機となる。ここでは、道徳法則 (道徳的格率) を遵守する動機は、道徳法則に対する尊敬である。また、純粋な道徳的動因は、道徳法則に対する尊敬である。これが「性格」を確立する唯一のものである。

以上のように、道德法則を遵守する動機は、一方で道德法則であり、他方で道德法則に対する尊敬である。これはどのように理解したらよいのであろうか。本稿の目的は、この問題について考察し、生徒がどのようにして道德法則を遵守することになるのかを明らかにすることである。考察は次のように進む。一では、道德法則という動機と、道德法則に対する尊敬という動機について考察する。そして両者がどのようにつながっているのかについて、本稿の解釈を提示する。二では、原理論における道德法則に対する尊敬について考察する。最後に、これらを踏まえ、方法論の生徒が、どのようにして道德法則を遵守することになるのかを明らかにする。

一 道德法則という動機と道德法則に対する尊敬という動機

カントにとって、「道德法則が意志の十分な決定根拠となる」(道德法則がそれのみで) 場合、「行為は」「道德性を含む」ことになる (A71)。また「動機 (elater animi) ということ、ある存在者の理性がもともとその本性からして客観的法則に必ずしも適合しないときに、そうした存在者の意志の主体的な決定根拠が理解されるとしてみよう」。「ここからまず第一に帰結することは」、「人間の意志の（さらにはすべての造られた理性的存在者の意志の）動機は、決して道德法則以外のものであってはならない」ということである (A72)。

動機は、上述のような存在者の「意志の主体的な決定根拠」である。ここから帰結するのは、人間（上述のような存在者の例）の「意志」の「動機」は、道德法則でなければならないということである。主体的な決定根拠は動機と等しい。カントは、意志の主体的な決定根拠を意志の動機と表現している。動機は意志の動機である。さらに「動機」は「意志の決定根拠」と言い換えられる (A72)。意志の決定根拠は、意志の動機であり、それは道德法則でなければならない。道德法則が意志の動機となる場合、行為は道德性を含む。意志の動機（道德法則）は行為の動機である。道德法則が行為の動機（意志の動機）となる場合、行為は道德性を含む。

カントは次のようにも述べている。「われわれは」、「道德法則という動機を欠いていてもすませられるかのように、それ以外のほかの動機にはしってはならない。というのも、もしおよそそのようなことをすれば、中身のないまったくの偽善を生むだけであろう」 (A72)。道德法則という動機を欠くならば、偽善を生むだけである。道德法則が行為の動機（意志の動機）でなければならない。

また「はじめに」で見たように、方法論には「法則に対する純粋な尊敬から・・・法則を選ぶ」とあった。これは動機（「法則」）を選ぶことであった。上で見たように、動機は意志の動機であり、それは道德法則である。「法則」は道德法則である。意志の動機としての道德「法則に対す

る純粹な尊敬から」、道德法則（意志の動機）を選ぶ、ということである。

カントは、行為の道德性と行為の適法性について、次のように述べる。

「そして義務に適って行為したという意識と、義務から、すなわち法則に対する尊敬から行為したという意識の違いは、このことにもとづいている。このうち前者（適法性）は、たとえもっぱら傾向性が意志の決定根拠であったとしても可能であるが、しかし後者（道德性）、すなわち道德的価値は、ひたすら行為が義務からなされる、すなわちもっぱら法則のためになされるということに置かれなければならないのである。」(A81)

「前者」は「義務に適って行為した」である。この行為に適法性がある。行為の適法性は、傾向性が意志の決定根拠（意志の動機）であっても可能である。行為の適法性は「行為」と「法則との一致」である (A81)。これは、傾向性が意志の動機（行為の動機）であっても可能である。

「後者」は「義務から、すなわち法則に対する尊敬から行為した」である。この行為に道德性、すなわち道德的価値がある。道德性を含む行為は、前に見たように、道德法則が行為の動機（意志の動機）となる行為である。「義務から」「行為した」、あるいは「行為が義務からなされる」。この行為の動機は道德法則である。また、このaus（から）という前置詞は行為の動機を表わしている。この行為は義務を動機としてなされる。この行為は道德法則（義務）を動機としてなされる。行為は道德法則の遵守である。行為が「法則のためになされる」ことは、行為が、道德法則を動機としてなされることを意味する。行為の道德性、すなわち行為の道德的価値は、行為が、道德法則を行為の動機（意志の動機）としてなされることにある。

「義務から」「行為した」。この場合、行為の動機は道德法則である。「法則に対する尊敬から」「行為した」。この場合、行為の動機は道德法則に対する尊敬である。

「義務から」「行為した」あるいは「行為が義務からなされる」ことは、さらに次のように述べられる。

「それゆえ、ほかの主体的原理が動機として採用されてはならない。というのも、もしそうになると、行為が法則の命ずるとおりに生ずることがあるとしても、それは義務に適ってはいるが、義務から生ずるのではないからである。」(A82)

「ほかの主体的原理」が、行為の動機として採用されてはならない。これは「道德法則」(A82)

が行為の動機であることを主張するものである。道徳法則が行為の動機である場合、行為が義務から生ずる。つまり、行為が義務（道徳法則）を動機として生ずる。道徳法則を動機とする行為は、道徳法則の遵守である。道徳法則は、道徳法則の遵守の動機である。また「ほかの主体的原理」が、行為の動機として採用されたとしても、行為が道徳法則の命ずるとおりに生ずることはある。これは、行為が義務（道徳法則）に適っていることである（行為の適法性）。しかし、それは、道徳法則を動機として生ずるのではない。

他方、カントは行為の動機について次のようにも述べている。

「ひとびとが、行為が高貴であるとか崇高であるとか度量が大きいとかいってあおられた結果その気にさせられるのは、きわめつきの道徳的狂信であり、うぬぼれの高まり以外のものではなく、これによってひとびとは、あたかも行為の決定根拠をなすものが義務すなわち法則に対する尊敬ではないと思ひなすような妄想のうちにまよいこんでしまうのである。」(A84)

行為の決定根拠は、義務すなわち法則に対する尊敬である。行為は「義務を遵守する」ことである (A84)。前に見たように、決定根拠は動機を意味した。行為の動機は、義務すなわち法則に対する尊敬である。これは、前述の「法則に対する尊敬から」「行為した」場合である。この場合は次のようになる。法則（義務）に対する尊敬を動機として、法則（義務）を遵守した。

以上のように、行為の動機は、法則でもあり、また法則に対する尊敬でもある。法則に対する尊敬は、方法論の次の箇所にも見いだされる。「私はさらにつぎのことを主張する。すなわち、あの賛嘆すべき行為においてすら、それがなされた動因がみずからの義務の尊重であったときにはじめて、まさに法則に対するこの尊敬」、「ほかならぬこの尊敬がまさしくこれを見る者の心にこの上ない力をおよぼすのである」(A156-157)。これは「ひとりの誠実な人間の物語」について述べたものである。

カントによれば、「[・][・][・]純粋な道徳性とはそもそもどのようなものであるか」という問題は、「いわば左右の手の区別のように決定されている」。そこで「純粋な徳」（純粋な道徳性）が「十歳の子どもに判定しなさいと提示され」、「その子どもが」「そのとおりに判断せざるを得ないかどうかを見ることにしたい」(A155)。そしてひとりの誠実な人間の物語が語られる。

ひとりの誠実な人間の「あの賛嘆すべき行為」は、以下のように語られている。「かれはこれほどまでに筆舌を絶した苦痛にさらされる目に合わなければよかったと願うその瞬間にも、動じるところか疑いすらもたず、ひたすら誠実をつくし抜くと話して聞かせるとしよう」(A156)。

カントは、このような行為によって、純粋な徳を表現している。「そうすると年少の聞き手は、たんなる是認から賛嘆へ、賛嘆から驚嘆へ、ついには最大の尊崇へと次第に高められ、自分もこうした人間になることができたら・・・という生き生きとした願望まで抱くにいたるであろう。とはいえ、この場合徳がこれほど多くの価値をもつのは、ただ徳がこれほど多くの犠牲を払うからで、なにか利益をもたらすからではない」(A156) ²⁾。また、年少の聞き手の心情の変化は次のように述べられる。「道德性」(徳)は、「純粋に提示されればされるほど、ますます人間の心情に力を及ぼさずにはおかないのである」(A156)。ある者が、無実な人間を誹謗する仲間に引き入れようと「利得を提供するが、かれはこれを拒否する」。「そこで今度は損失で脅しはじめる」。そのうえさらに「苦悩の度を一杯にまで高め、・・・苦痛を感じさせる」。それにもかかわらず「かれは・・・ひたすら誠実をつくし抜く」(A155-156)。徳は、このように純粋に提示されればされるほど、ますます年少の聞き手の心情に力を及ぼさずにはおかない。あの賛嘆すべき行為の動機(動因)は、法則(義務)に対する尊敬である。行為は法則の遵守であるが、法則は誠実という法則であると考えられる³⁾。

以上のように、原理論も方法論も、行為の動機を、一方で法則であるとし、他方で法則に対する尊敬であるとする。これはどういうことであろうか。ペイトンは、原理論の「崇敬」(尊敬)について次のように述べている。「道德的行為における崇敬の機能に関してはいくつかの難問がある。我々は、カントの説において崇敬はいったい善き行為の動機とみなすことができるのか否か、と問いたい誘惑にかられさえするかもしれない。カントは確かに善き行為を、法則への崇敬からの行為とみなした。しかしカントはまた善き行為を、義務にもとづいてなされる行為ともみなしたのである。彼は実際これら二つの見方を同等のものともみなしているように見える。」そしてペイトンは、崇敬と義務に基づく行為を以下のように論じる。「我々はまず法則を客観的原理と認識する。すなわち、もし理性が傾向を十分に支配したならいかなる理性的行為者もそれに従うであろうような原理と、それゆえ我々が我々の傾向にもかかわらず従うべき原理と認識する。この認識は我々の崇敬の感情をよびおこす。そして崇敬はそれはそれで、我々が法則を我々の主観的原理つまり格率として採用し、かくして義務に基づいてあるいは法則にもとづいて行為するようしむけるのである。」しかし、法則を格率として採用することだけで、義務(法則)に基づいて行為することは可能であろうか⁴⁾。

アリソンは現代のカント研究の世界的な第一人者として知られている。アリソンは、原理論の義務に基づく行為と法則への尊敬を、次のように論じている。「カントの理解する道德性においては、たんに義務を果たすということだけではなく、義務に基づいて行なうということもまた求

められる。そのように義務に基づいて行なうという可能性は、法則が、より正確には法則への尊敬が、唯一の十分な動機として役立つというところに、その拠り所がある。」⁵⁾しかし、法則への尊敬は動機として、どのように、義務に基づく行為に役立つのであろうか。また、その際、義務（法則）という行為の動機は、どのように理解したらよいのであろうか。

その上カントは次のように述べていた。「義務から、すなわち法則に対する尊敬から行為した」。これは問題をいっそう紛糾させる。なぜなら、これは、法則（義務）を動機として行為した、すなわち、法則に対する尊敬を動機として行為した、ということだからである。これは以下の箇所にも見いだされる。

「たしかに他人の行為は、それが多大の犠牲を伴い、しかももっぱら義務のためにのみなされた場合は、高貴で崇高な行いと呼ばれて賞賛されるが、とはいえそれも、この行いがすべてをあげてみずからの義務に対する尊敬からなされたもので、心の沸騰からなされたものではない、ということ推測させる痕跡があるかぎりにおいてのことである。」(A85)

行為は、義務のためになされた。義務（法則）のためになされることは、行為が、義務（法則）を動機としてなされることを意味した。そして、この行いは、義務（法則）に対する尊敬からなされたものであるという⁶⁾。

こうした問題に対して、本稿は、以下のような解釈を提示してみたい。「義務から、すなわち法則に対する尊敬から行為した」。法則に対する尊敬から行為する主体は、「行為の格率に関しては主体的には法則に対する尊敬」を抱く (A81)。この行為の格率は法則であると考えられる。これより前、カントは、格率と法則の関係を次のように述べている。「この感情（道徳的という名をもつ）は」、「もっぱらこの法則をみずからにおいて格率とするための動機としては役立つのである」。この「感情」は「法則に対する尊敬」である (A76)。道徳法則に対する尊敬を動機として、道徳法則を格率とする。ここで格率（行為の格率）は道徳法則である（前述のペイトン参照）。

主体は道徳「法則に対する尊敬」を抱く。この「法則に対する尊敬から行為した」。この「法則」は格率である。行為は道徳法則の遵守であった。道徳法則（格率）に対する尊敬から、道徳法則（格率）に従って行為した、ということである。

主体は道徳法則に対する尊敬を抱き、「義務から」「行為した」。これは、道徳法則を動機として行為した、ということであった。道徳法則（動機）に従って行為した、ということである。上

述のように、この道徳法則は格率（行為の格率）である。そして、後述するように、この格率は、意志の動機としての道徳法則である（本稿の二）。道徳法則（意志の動機）に従って行為した。カントは、これを「すなわち法則に対する尊敬から行為した」と述べている。この「法則」は、意志の動機としての道徳法則である。

行為は道徳法則の遵守である。道徳法則に対する尊敬から、道徳法則を遵守した。言い換えれば、道徳法則（意志の動機）に対する尊敬から、道徳法則（意志の動機）に従って行為した。道徳法則（意志の動機）に従って行為した。行為の動機は道徳法則である。これは、道徳法則を動機として行為した、すなわち「義務から」「行為した」ということである。道徳法則（意志の動機）に対する尊敬から、道徳法則（意志の動機）に従って行為した、すなわち「義務から」「行為した」ということである。ここに、行為の道徳性、すなわち行為の道徳的価値がある。道徳法則（意志の動機）に対する尊敬があって、義務から行為することが可能になる。義務から行為する。ここに着目すれば、行為の動機は法則（義務）である。

二 道徳法則に対する尊敬の思想

前に見たように、「法則に対する尊敬」は、「もっぱらこの法則をみずからにおいて格率とするための動機としては役立つ」。この「法則に対する尊敬」について、以下のように述べられている。

「それゆえ、道徳法則はあらゆる人間を間違いなく謙遜にさせるが、それは人間がこの法則と自分の本性の感性的性癖とを比較することによってなのである。あるものの表象がわれわれの意志の決定根拠として、われわれをわれわれの自己意識において謙遜にさせるとすると、そのものは、それが積極的であり決定根拠であるかぎりにおいて、それだけで尊敬を惹き起こす。であるがゆえに、道徳法則は、主体的にもまた尊敬の根拠なのである。」(A74)

われわれの意志の決定根拠（意志の動機）としての道徳法則の表象は、われわれがこの法則と自分の本性の感性的性癖とを比較することによって、われわれを謙遜にさせ、われわれに尊敬を惹き起こす。これが「法則に対する尊敬」である。これは、意志の動機としての道徳法則に対する尊敬である。この感情は「もっぱらこの法則をみずからにおいて格率とするための動機としては役立つ」。意志の動機としての道徳法則に対する尊敬を動機として、この法則（意志の動機）を格率とする。行為の格率とする。そしてこの「法則に対する尊敬から行為した」⁷⁾。

方法論には、意志の動機としての道徳法則に対する尊敬について、次のようにあった。意志の

動機としての道徳「法則に対する純粹な尊敬から他のあらゆるおもんばかりを差し置いて法則を選ぶ」(本稿の一)。上述のように、この感情は「もっぱらこの法則をみずからにおいて格率とするための動機としては役立つ」。道徳法則(意志の動機)を選ぶことは、この道徳法則(意志の動機)を格率とすることである。格率は、選んだ道徳法則(意志の動機)である⁸⁾。

また方法論は、道徳法則の遵守を「道徳的格率の遵守」と表現していた(本稿「はじめに」)。道徳法則(意志の動機)に対する純粹な尊敬から、この法則を選び格率とする。これが道徳的格率である。そしてこの法則(格率)を遵守する。これが道徳的格率の遵守である。道徳的格率は、選んだ道徳法則(意志の動機)である。道徳的格率の遵守は、選んだ道徳法則(意志の動機)の遵守である。「他のあらゆるおもんばかりを差し置いて法則を選ぶ」ことは、道徳法則という意志の動機を選ぶことである。この道徳法則(意志の動機)が、道徳法則の遵守を生じさせる。

上掲引用文に戻ろう。人間の「本性の感性的性癖」とある。これは以下のように説明されている。「ところで、われわれは、感性的存在者としてのわれわれの本性が、つぎのような性質をそなえていることを知っている。すなわち、欲求能力の中身(傾向性の対象、それが希望の対象であれ、恐れの対象であれ)がまずはじめに迫ってくると、われわれの生理的・心理的に決定されてしまう自己は、あたかもその自己がわれわれの全自己を形成するかのように、自分の要求をまずもって、そして第一の根源的な要求として通用させようと努め、それが自分の格率を通じて普遍的立法に役立つところをおよそもたないことなどおかまいなしにしてしまう、といった性質である。このような性癖」は、「自愛と呼ぶことができる」(A74)。

上掲引用文の、人間の「本性の感性的性癖」は「このような性癖」を受けている。また「道徳法則は」「あらゆる人間を」「謙遜にさせる」とあった。カントによれば、「道徳法則」は「われわれ」の「うぬぼれを打ちのめす、すなわち謙遜にさせることによって、最大の尊敬の対象となる」(A73)。道徳法則が人間を謙遜にさせることは、それが、人間のうぬぼれを打ちのめすことである。

上掲引用文は次のようになる。われわれの意志決定の根拠としての道徳法則の表象は、われわれがこの法則と自分の本性の感性的性癖とを比較することによって、われわれのうぬぼれを打ちのめし、われわれに尊敬を惹き起こす。

これをふまえ以下の箇所を読んでみたい。

「フォン・テネルは言う、「貴人の前で私は頭を下げるが、しかし私の精神は身を屈めない」と。私はつけ加えることができるだろう。ひとりの身分の低い平凡な市民がいたとして、その人物の

性格が、私が自分自身は持ち合わせないと意識するほどに実直であると認めるなら、私が欲しいと欲しまいと、さらには、私のほうが身分が上だと、その人物にいやおうなしに見せつけるために、あいかわらず頭を高くかかげたとしても、その前で私の精神は身を屈める、と。なぜだろうか。かれの実例が私に法則を突きつけるからであり、私が自分のふるまいとこの法則を比較すると、それは私のうぬぼれを打ちのめし、また、私はこの法則が遵守されており、したがって実行可能であることが、行いによって証明されているのをこの目で見ることになるからである。ところで、私が仮に私のうちにおなじ程度の実直さを意識しているとしてみても、それでもなお尊敬は依然としてある。」(A76-77)

ひとりの身分の低い平凡な市民の前で「私の精神は身を屈める」。これは、私が、この人物を尊敬することを表現している。尊敬の理由は、「かれの実例が私に法則を突きつけるから」である。「かれの実例」は道徳法則が遵守されている（「実直である」）ことである。かれの道徳法則の遵守が、カントに、道徳法則を突きつける。それゆえ「私の精神は身を屈める」。これは道徳法則への尊敬を意味している。この人物への尊敬は、道徳法則への尊敬である。道徳法則は「実直」という法則である。

カントによれば、「人格に対する尊敬はすべて、本来、法則（実直などの）に対する尊敬にすぎず、人格は法則の実例を私たちに示してくれているのである。自分の才能を伸ばすということも私たちは義務と考えているので、才能のある人格に出会うと、いわば法則の実例を見た思いになり」、「それで私たちに尊敬の念が起こるのである」（『人倫の形而上学の基礎づけ』A401）。法則には、例えば「実直」（Rechtschaffenheit）がある。実直である人格に対する尊敬は、本来、法則（実直）に対する尊敬である。実直である人格は、法則の実例（実直）を私たちに示してくれている。カントは「才能のある人格」に出会うと、法則（義務）の実例（「自分の才能を伸ばす」）を見た思いになり、それで尊敬の念が起こる。この才能のある人格に対する尊敬は、本来、法則（自分の才能を伸ばす）に対する尊敬である。この法則は「自分の才能を伸ばすべき」と表現できるであろう⁹⁾。

『実践理性批判』に戻ろう。上掲引用文の「私のうぬぼれ」は「私のほうが身分が上だと・・・頭を高くかかげた」である。うぬぼれについて次のようにある。「傾向性はすべてがひとまとまりになって（傾向性はまたほどほどに統一的な体系をかたちづくることがあり、その際その満足は自分自身の幸福と呼ばれる）我欲（solipsismus）を形成する。我欲は自愛の我欲、つまりなものにもまして自分自身に対していただく好意（自愛philautia）であるか、あるいは、自分自身が

気に入ること（傲慢arrogantia）としての我欲であるか、のいずれかである。前者はとりわけて私情、後者はうぬぼれと呼ばれる。」（A73）カントの「うぬぼれ」はこの「傲慢」であろう。他方、前掲引用文には「謙遜にさせる」（うぬぼれを打ちのめす）とあった。このうぬぼれは「自愛」（本性の感性的性癖）の一種である（A74）。さらに前掲引用文と異なり、道徳法則は、カントに突きつけられる道徳法則である。以上のような相違はあるが、上掲引用文は、前掲引用文と次のように共通していることがわかる。

前掲引用文では、われわれが道徳法則と自分（の本性の感性的性癖）を比較することによって、道徳法則が、われわれのうぬぼれを打ちのめし、われわれに尊敬を惹き起こす。他方、上掲引用文では、（私は道徳法則を突きつけられ）私が自分（のふるまい）とこの法則を比較すると、それは私のうぬぼれを打ちのめし、「私の精神は身を屈める」（私は道徳法則を尊敬する）。

カントは、ひとりの身分の低い平凡な市民を尊敬する。このような精神の淵源を、前批判期、カントのルソー体験まで遡ることができる。カントは、かつて「無知な下層民を軽蔑していた。ルソーが私を正してくれた。目をくらすますこの優越は消え、私は人間を尊敬することを学ぶ」（『美と崇高の感情にかんする観察』への覚え書き』A44）。これは『美と崇高の感情にかんする観察』（1764）に書き込まれたカントのメモである。ここにあるのは、研究者カントの、無知な下層民に対する、人間に対する見方の転換である。この内面のドラマは批判期でも生きている。人間への尊敬、無知な下層民への尊敬は、『実践理性批判』ではひとりの身分の低い平凡な市民への尊敬である。この人の道徳法則の遵守が、カントに道徳法則を突きつける。この人物への尊敬は、この道徳法則への尊敬である。前批判期の人間への尊敬は、同書では、道徳法則への尊敬という思想となる¹⁰⁾。

そして道徳法則への尊敬は、同書の原理論で、さらに以下のように展開されていく。これまで見てきたように、われわれの意志の決定根拠（意志の動機）としての道徳法則の表象が、われわれに尊敬を惹き起こす。道徳法則への尊敬は、ここでは、意志の動機としての道徳法則への尊敬である。意志の動機としての道徳法則に対する尊敬を動機として、道徳法則（意志の動機）を格率とする。これは道徳法則（意志の動機）を選ぶことであった。そしてこの「法則に対する尊敬から行為した」。道徳法則への尊敬は、ここで、道徳法則を遵守する動機である。カントのルソー体験は、以上のように、道徳法則に対する尊敬の思想へ発展する。

カントは、ルソーから人間を尊敬することを学び、それは、批判期のカント道徳哲学に結実している。そればかりではない。同書の方法論は、純粋な徳の提示による道徳教育である。意志の動機としての道徳法則。純粋な徳の提示という道徳教育が、これを人間の心に与えるのである。

これが、生徒の、意志の動機としての道徳法則である。生徒は、意志の動機としての道徳法則に対する純粋な尊敬から、この法則（意志の動機）を選び、この道徳法則に対する尊敬から、道徳法則という動機に従って行為することになる（結論参照）。カントのルソー体験は、批判期の道徳哲学のみならず、批判期の道徳教育思想へと発展していくのである。

結論

意志の動機としての道徳法則への尊敬を動機として、この法則（意志の動機）を格率とする。この道徳法則（行為の格率）に対する尊敬から行為する。行為は道徳法則の遵守である。道徳法則の遵守の動機は、道徳法則に対する尊敬である。道徳法則の遵守は、義務から行為することである。それは道徳法則（意志の動機）に従って行為することであった。道徳法則の遵守の動機は道徳法則である。道徳法則（意志の動機）に対する尊敬から、道徳法則という意志の動機に従って行為する。これが道徳法則の遵守である。

純粋な徳を提示することは、生徒の心に動機（道徳法則）を与えるが、この動機は意志の動機である。純粋な徳の提示は、生徒に、意志の動機（道徳法則）を与える。この意志の動機としての道徳法則に対する純粋な尊敬から、生徒は「他のあらゆるおもんばかりを差し置いて」、道徳法則（意志の動機）を選ぶ。そしてこの道徳法則（意志の動機）に対する尊敬から、生徒は、道徳法則という意志の動機に従って行為する。これが生徒の道徳法則の遵守である。

註

- 1) 中沢哲「純粋実践理性の方法論における第二の訓練」龍谷大学教育学会紀要、第24号、2025。
- 2) 「はじめに」で見た「純粋な徳を提示すること」(A151)について、御子柴は、カントが『実践理性批判』第一部の「分析論第三章」で「「純粋な徳」を提示した」と読んでいる（御子柴善之「カント 実践理性批判 シリーズ世界の思想」、角川選書、2024、p.369）。しかし、純粋な徳の提示は、第二の訓練の教育方法であり、純粋な徳は「ひとりの誠実な人間の物語」で例示される。
- 3) 「年少の聞き手は」、「自分もこうした人間になることができたなら」「という生き生きとした願望まで抱く」。『人倫の形而上学の基礎づけ』に以下のようにある。「誰であろうと」、「意図における誠意や、善い信条を守りぬく毅然さや、同情心や、普遍的な善意の実例を（さらにそのために利益も余暇も大いに犠牲にせざるをえないのを）見せつけられると、自分でもそ

のように心がけたいと願わないことはない」(A454)。例えば、善い信条を守りぬく毅然さを心がけたいと願う。そのように願うのは「感性の欲動力から自由な意志」であり (A454)、それは「善い意志」である (A455)。方法論の物語の男は「ひたすら誠実をつくし抜く」。こうした人間になることができたという、年少の聞き手の願望は、感性の欲動力から自由な意志 (善い意志) の願望であると考えられる。

- 4) H.J.ペイトン『定言命法 カント倫理学研究』杉田聡訳、行路社、1986、p.95。
- 5) ヘンリー・E. アリソン『カントの自由論』城戸淳訳、法政大学出版局、2017、p.393。
- 6) 引用文は次のように続く。「だれかにこうした他人の行いを事例として示し、それにしたがいまねぶべきであるとする場合には、しかし、ぜひとも義務に対する尊敬 (唯一の真正な道徳感情としての) が動機として用いられなければならない。」(A85) この場合は、義務 (道徳法則) に対する尊敬が動機である。
- 7) 引用文中には「積極的であり」とある。これは「うぬぼれをへりくだらせること」であり (A79)、引用文では「謙遜にさせる」であると考えられる。ここで、道徳法則に対する尊敬は、動機として二種類あることがわかる。道徳法則に対する尊敬は、もっぱら、この法則を格率とするための動機として役立つ。これは、意志の動機としての道徳法則への尊敬である。他方で、もうひとつの、道徳法則に対する尊敬がある。カントによれば、「道徳法則に対する尊敬は」、「活動の主体的根拠としては道徳法則を遵守するための動機として」、「見られなければならないのである」(A79)。道徳法則に対する尊敬は、道徳法則を遵守する動機 (活動の主体的根拠) である。前出の「法則に対する尊敬から行為した」(A81) はこれである。
- 8) この方法論の冒頭段落には、方法論の主題が述べられている。「この方法論にあつては、純粹実践理性の法則をいかにして人間の心へと導き入れ、心の格率に影響を与えることができるか」「という仕方を考える」(A151)。道徳法則をいかにして人間の心へと導き入れ、心の格率に影響を与えるか。これは次のように解釈することができるであろう。「はじめに」で見たように、純粹な徳の提示によって、人間の心に道徳法則を与える。心は、この道徳法則に対する純粹な尊敬から、他のあらゆるおもんばかりを差し置いて、この法則を選び格率とする。これが心の格率である。心の格率は道徳法則である。心の格率に影響を与えることは、心が道徳法則を格率とすることである。

また方法論の終わりに次のようにある。「そこでいまや義務の法則は、それを遵守することがわれわれに感じさせる積極的価値によって、われわれの自由の意識におけるわれわれ自身への尊敬を介して、いっそう容易に受け容れられるようになる。」(A161) 義務の法則 (道

徳法則)は、人間の心に「いっそう容易に受け容れられるようになる」。これは次のように解釈できるであろう。道徳法則は、純粋な徳を提示する場合より、いっそう容易に、人間の心に受け容れられるようになる。

- 9) 「尊敬はつねに人格のみにかかわり、けっして物件にはかかわらない」と言われる(『実践理性批判』A76)。さきの人物への尊敬についても、次のように言うことができるであろう。実直である人格に対する尊敬は、本来、法則(実直)に対する尊敬である。実直である人格に出会うと、法則の実例(実直)を見た思いになり、尊敬の念が起こる。この人格に対する尊敬は、本来、法則(実直)に対する尊敬である。この法則は「実直であるべき」と表現できるであろう。また上掲引用文には次のようにあった。私は「この法則が遵守されており」(「かれの実例」)、「したがって実行可能であることが、行いによって証明されているのをこの目で見る」。実例について『人倫の形而上学の基礎づけ』に以下のようにある。「模倣ということは、人倫的なものごとにおいては全く起こらない。実例は励ましとして役立つにすぎない。すなわち実例は、法則が命じることが実行可能であることを疑いないものにしてくれる。」(A409) これは次のように理解することができるであろう。実例(道徳法則の遵守、例えば、実直であること)は、法則が命じること(例えば、実直であるべき)が、実行可能であることを疑いないものにしてくれる。道徳法則の遵守の実例は、励ましとして役立つのである。
- 10) 石川によれば「人間への尊敬という原体験は、後に見る「道徳法則への尊敬の念」というカント倫理学のキーワードの原型と考えられる」。「あのときの「人間への尊敬の念」が、カントの批判的倫理学の中核思想である「道徳法則への尊敬の念」となって成長していた」(石川文康『カント入門』、ちくま新書、1995、p.69、p.161)。